

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	地方税に関する徴収事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、地方税に関する徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する徴収事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税等の徴収に関する事務 ・収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ・滞納者情報による督促等の送付や滞納処分等の滞納整理を行う滞納管理業務 ①納税義務者が納付したことについて、納付済通知書等により確認する。 ②納付額が課税額より多い場合は、還付もしくは充当の手続きをする。 ③納税義務者からの納付がない場合は、督促状を送付する。 ④督促した納税義務者から納付がない場合は、催告や滞納処分等により滞納整理を行う。
③システムの名称	滞納整理システム、入湯税システム、既存住民基本台帳システム、収納管理システム、法人住民税システム、国税連携システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー、団体内統合宛名システム、地方税
2. 特定個人情報ファイル名	
収納管理情報ファイル、口座情報ファイル、滞納整理情報ファイル、法人住民税システム情報ファイル、入湯税システム情報ファイル、確定申告情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 総務部 収納課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話0557-32-1234
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </small>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </small>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </small>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を取扱う業務については人為的なミスが発生しないよう複数人で対応するなど業務手順等を明確にしている。また委託業者には特定個人情報評価の対象になる事務について特定個人情報ファイルを取扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利を利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることなどは契約を通じ確認している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を取扱う業務については人為的なミスが発生しないよう複数人で対応するなど業務手順等を明確にしている。また特定個人情報評価の対象になる事務について特定個人情報ファイルを取扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利を利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることなどは契約を通じ確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
平成29年3月9日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	滞納整理システム、入湯税システム、行政基本システム、収納管理システム、法人住民税システム、中間サーバー、番号連携サーバ	滞納整理システム、入湯税システム、行政基本システム、収納管理システム、法人住民税システム、国税連携システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー、番号連携サーバ	事前	
平成29年3月9日	I-2 特定個人情報ファイル 名	収納管理情報ファイル、口座情報ファイル、滞納整理情報ファイル、法人住民税システム情報ファイル、入湯税システム情報ファイル	収納管理情報ファイル、口座情報ファイル、滞納整理情報ファイル、法人住民税システム情報ファイル、入湯税システム情報ファイル、確定申告情報ファイル	事前	
平成29年3月9日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 平成26年内閣府・総務省令第5号 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
平成29年3月9日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)27、28、29の項 (別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)第20条及び第21条 (情報照会の根拠)第20条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)27、28、29の項 (別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)第20条及び第21条 (情報照会の根拠)第20条 平成26年内閣府・総務省令第7号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I-5 評価実施機関における 担当部署② 所属長	収納課長 辻井 正義	収納課長 稲葉 哲夫	事後	
令和1年6月26日	I-5 評価実施機関における 担当部署② 所属長の役職名	収納課長 稲葉 哲夫	収納課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年7月14日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第16条 平成26年内閣府・総務省令第5号 伊東市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用等に関する条例 第4条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第16条 伊東市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
令和2年7月14日	I-4 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)27、28、 29の項 (別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第20条及び第21条 (情報照会の根拠)第20条 平成26年内閣府・総務省令第7号	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)第20条	事後	
令和2年7月14日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年7月14日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称 法令上の根拠	滞納整理システム、入湯税システム、行政基本 システム、収納管理システム、法人住民税シ ステム、国税連携システム、地方税電子申告支援 サービス、中間サーバー、番号連携サーバ	滞納整理システム、入湯税システム、既存住民 基本台帳システム、収納管理システム、法人住 民税システム、国税連携システム、地方税電子 申告支援サービス、中間サーバー、団体内統合 宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和7年7月2日	IV-8 リスク対策 人手を介在させる作業判断の根拠	(追加)	個人情報を取扱う業務については人為的なミスが発生しないよう複数人で対応するなど業務手順等を明確にしている。また特定個人情報評価の対象になる事務について特定個人情報ファイルを取扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利を利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることなどは契約を通じ確認している。	事前	
令和7年7月2日	IV-11 リスク対策 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	(追加)	個人情報を取扱う業務については人為的なミスが発生しないよう複数人で対応するなど業務手順等を明確にしている。また特定個人情報評価の対象になる事務について特定個人情報ファイルを取扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利を利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることなどは契約を通じ確認している。	事前	